

市 町 村 長
各 一 部 事 務 組 合 管 理 者 殿
広 域 連 合 長

岩手県市町村総合事務組合
管理者 鈴木重男
(公 印 省 略)

市町村職員退職手当支給条例の運用方針の一部改正について（通知）
本組合の運営につきましては、平素格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、みだしのことについて、下記のとおり改正いたしましたので、今後の取扱いについて御留意くださるようお願いいたします。

記

市町村職員退職手当支給条例の運用方針（平成12年2月24日岩総合第908号）の一部を次のように改正し、市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和4年岩手県市町村総合事務組合条例第5号）の施行の日から適用する。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| 第2条関係 市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村職員退職手当組合条例第4号。以下「条例」という。）第2条第2項に掲げる者が、同項に規定する「職員について定められている勤務時間以上勤務した日」が1月において18日に満たないことが客観的に明らかとなった場合には、その日をもって退職したものととして取り扱うものとする。 | 第2条関係 市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村職員退職手当組合条例第4号。以下「条例」という。）第2条第2項に掲げる者が、同項に規定する「職員について定められている勤務時間以上勤務した日」が1月において18日 <u>（1月間の日数（地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づく組合市町村等の条例で定める日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）</u> に満たないことが客観的に明らかとなった場合には、その日をもって退職したものととして取り扱うものとする。 |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |